

復命書

供 覧	所長	次長	総務 課長	技監	治山 課長	係長	課員
日時	平成 20 年 4 月 21 日 (月) 16 : 30 から 18 : 00						
出張先	県庁 建設部 森林局内						
用件	熱海市伊豆山地内の開発状況について						
内容 及び 結果	<p>熱海市伊豆山地内で行われている [ ] による宅地造成事業について、これまでの経緯を説明すると共に、今後の対応について検討した。 結果については、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 出席者 林地保全スタッフ [ ]</p> <p>2 熱海市への指導</p> <p>(1) 概要 熱海市は、市のまちづくり条例に基づく土地利用事業審査の過程で、 [ ] の宅地造成事業計画変更時（拡大）に林地開発の許可が必要となることを見落とししてしまった。既に都市計画法、宅地造成等規制法、静岡県風致地区条例に基づく許可が行われ、工事が進んでいる。 市は、全面的に誤りを認めており、県に対し謝罪をすると共に、この事業に対する特段の配慮をお願いしている。（別紙参照）</p> <p>(2) 林地保全スタッフの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の件は、農林事務所長専決案件なので、東部農林の中で留めておいた方が良いと考える。熱海市が県庁に対し、謝罪等、特段何かをする必要は無い。</li> </ul> <p>3 [ ] への指導</p> <p>(1) 概要 今回の無許可開発については、事業者側に大きな過失が見当たらない。表面上、事業者が [ ] とは別であること、流域が別であること、事業内容が別であること等から [ ] とは別件として処理して構わないか。 また、防災施設については、都市計画法、宅地造成等規制法により審査されており、森林率については県風致地区条例により、森林法の基準以上に確保されている。現状のままで中止し、放置されると防災上の懸念が増大する。</p> <p>(2) 林地保全スタッフの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別件として扱っても特段の支障は無いと思われる。</li> <li>現在工事が進んでいる D 工区については、早急に林地開発の許可申請をするよう指導する。できれば、6月の森林審議会に諮問したい。 [ ]</li> <li>図面については、都市計画法、宅地造成等規制法等の申請に使用したものをそのまま活用すれば良い。</li> <li>工事の中止を特段求めないが、工事が完了すると所有権が移転する可能性があるので、速やかに許可申請をするよう指導して欲しい。</li> </ul> <p>4 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林地保全スタッフの意見を参考に、所内で検討のうえ対応したい。</li> </ul>						

上記のとおり復命します。

平成20年4月22日

東部農林事務所長 様

職氏名 治山課



R

R

平成20年 4月 21日

FAX送信票

送信先： 東部農林事務所治山課 [REDACTED] 様

件名： 「熱海市伊豆山、開発行為の件」について

追記： 別紙のとおりお送りしますのでよろしくお願ひします。

以上のとおり送信いたします。

〒413-8550 熱海市中央町1番1号  
熱海市 建設部 まちづくり課  
担当者 [REDACTED]  
【電 話】(0557) 86-6389  
【F A X】(0557) 86-6416



キャラクター あにみちゃん

(案)ですがご了承下さい。

熱建まち 第 号  
平成 20 年 月 日

様

熱海市長 齋藤 栄

熱海市伊豆山七尾地内、XXXXXXXXXXによる開発行為について

賜答の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当市の建設行政にご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、標記件につきましては、平成 18 年 4 月 11 日付、都市計画法の開発許可に基づいて現在施工されているものでありますが、今般、東部農林事務所治山課のご指摘により、工事区域の一部において、森林法の許可が必要な区域であることが判明しました。

本市としましては、開発行為の許可について、事前協議の時点から関係法令の許可を取るよう指導しておるところですが、今回の件につきましては、指導が的確にされていなかったことに対しまして、あらためてお詫び申し上げます所存であります。

当該工事の一部は既に完了し検査も終了しております。現在、施工中の箇所におきましても、安全かつ防災面からも速やかな施工が求められています。

つきましては、事情ご賢察の上、今後の措置におきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 照 会 事 項

項 目	内 容
(1)森林の所有者	[REDACTED]
(2)伐採の行為者	[REDACTED]
(3)伐採面積	17,000㎡
(4)(3)のうち土地の形質の変更にか かる面積	17,000㎡
(5)伐採樹種、林齢、材積	笹竹、孟宗竹、赤松 45～75年 300m <sup>3</sup>
(6)伐採等行為の期間	平成18年4月11日から 平成 年 月 日まで
(7)伐採跡地の用途	宅地
(8)(7)の計画面積	12,000㎡

## 【伊豆山七尾、森林法に係る開発行為について】

(熱海市伊豆山字嶽ヶ 外 27 筆における開発行為)

◎ これまでの経緯について

熱海市まちづくり条例		都計法開発行為 (宅造・風致を含む)	
H17.8.16	(事前協議書の受付) 施工面積 21,903.83 m <sup>2</sup> 宅地分譲 16 区画		
H18.3.6	(開発事業計画の受付) 施工面積 19,992.84 m <sup>2</sup> 宅地分譲 34 区画	H18.3.6 (許可 4/11)	(開発行為許可申請の受付) 施工面積 19,992.84 m <sup>2</sup> 宅地分譲 34 区画 (宅造・風致、併願)
H18.4.11	(市と協定締結)		
H18.9.11	(変更事前協議書の受付) 施工面積 49,847.2 m <sup>2</sup> 宅地分譲 79 区画	H18.9.11 (許可 10/18)	(変更許可申請の受付) 施工面積 49,850.46 m <sup>2</sup> 区画数の変更、83 区画 工区の設定、3 工区
H18.11.7	(変更開発事業計画の受付) 施工面積 49,850.46 m <sup>2</sup> 宅地分譲 83 区画		
		H18.11.21	(C 工区完了届受理) (検査済 11/27 完了公告 11/28)
		H19.7.20 (許可 7/24)	(変更許可申請の受付) 区画数の変更、79 区画 造成計画の変更
H19.7.26	(第 2 回変更開発事業計画の受付) 施工面積 49,850.46 m <sup>2</sup> 宅地分譲 79 区画	H19.7.26	(E 工区完了届受理) (検査済 7/31 完了公告 8/1)
		H20.4 月 現在	D 工区 20,991.16 m <sup>2</sup> を施工中